

飯田橋駅周辺 基盤整備推進会議 設置要綱

(名称)

第1 本会議は、「飯田橋駅周辺基盤整備推進会議」(以下、「推進会議」という。)

(目的)

第2 推進会議は、「飯田橋駅周辺基盤整備方針」(以下、「基盤整備方針」という。)に示された、複数の都市開発事業等と連携した都市基盤整備の内容を具現化していくため、相互に協力して具体的な検討を進め、関係者間で合意形成を図ることを目的とする。

(検討事項等)

第3 推進会議は、第2条の目的を達成するため、次の事項について検討する。

- 一 都市基盤の整備
- 二 空間・景観づくりに関すること
- 三 エリアマネジメントに関すること
- 四 基盤整備方針の実現方策に関すること
- 五 その他、推進会議の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第4 推進会議は、別表1に掲げる者をもって構成する。

(座長)

第5 推進会議に座長を置く。

- 2 座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があったときは、座長が代理を指名することができる。

(開催)

第6 推進会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させ、説明を求めることができる。
- 3 本推進会議は、原則非公開とする。なお、本会の議を経て公開することができるものとする。

(書面による開催)

第7 座長は、やむを得ない理由により会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面表決により会議の開催に代えることができる。

(事務局)

第8 推進会議の事務局は、東京都都市整備局都市基盤部交通企画課を総合調整役とし、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部事業企画部事業企画第2課が協力して行う。

(部会)

第9 座長は、推進会議を円滑に運営するため、必要に応じて検討部会を置くことができる。

(雑則)

第10 この要綱に変更の必要が生じたときは、推進会議の了承を経て改定する。
2 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、座長が別途定める。

付則 この要綱は、令和5年5月30日から施行する。

付則 この要綱は、令和6年10月25日から施行する。

付則 この要綱は、令和7年10月21日から施行する。

飯田橋駅周辺基盤整備推進会議

構成員名簿

職	所属・役職等		
座長	東京都	都市整備局	都市基盤部長
構成員	千代田区	環境まちづくり部	まちづくり担当部長
	新宿区	都市計画部	都市計画部長
	文京区	都市計画部	都市計画部長
	東日本旅客鉄道株式会社	グループ経営戦略本部	品川・大規模プロジェクト推進部門 大規模プロジェクト推進ユニットリーダー
	東京地下鉄株式会社	鉄道本部	鉄道統括部長
	東京都	交通局	技術企画担当部長
オブザーバー	東京都	都市整備局都市づくり政策部	土地利用計画課長
事務局			
東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課 独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 事業企画部			